

ステキ女子活躍推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業に係るステキ女子活躍推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域農林水産業をリードする経営体に対し、経営発展に向けた女性の新たな取組を支援し、経営参画を加速化することにより、経営体における女性の活躍推進を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業名、事業内容、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び事業費は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請をしようとする事業実施主体は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、所管の農林水産事務所または下関農林事務所、下関水産振興局（以下「農林水産事務所等」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 経費の配分及び収支予算書（別記第3号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助の対象は、原則として、事業実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付決定を受けた後に実施した取組みとする。

3 事業実施主体は、やむをえない事情により交付決定を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第4号）を所管の農林水産事務所等を経由して、知事に提出しなければならない。

ただし、事業実施主体は、補助金の交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業について天災地変等あらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

4 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

- 第5条 規則第3条第1項に規定する申請書の提出があった場合、知事は、その内容を審査の上、補助金の交付が適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、別記第5号様式により、交付の決定を事業実施主体に通知するものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して行うものとする。
- 3 第3条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

- 第6条 規則第5条の規定による通知を受けた事業実施主体は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、計画変更承認申請書（別記第6号様式）に第4条各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、所管の農林水産事務所等を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業内容の新設又は事業の中止（廃止）
- (2) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- (3) 事業費又は補助金の30%を超える減
- (4) その他計画の内容の大幅な変更

(状況報告)

- 第7条 事業実施主体は、当該補助金の導入のうち女性が変わる未来の農業推進事業による事業の執行状況について、執行状況報告書（別記第7号様式）を9月末の状況を10月5日まで、12月末の状況を1月5日までに農林水産事務所等を経由して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、ステキ女子活躍推進事業にあつては、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月20日のいずれか早い期日までに、女性が変わる未来の農業推進事業にあつては、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の1月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、所管の農林水産事務所等を経由して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第9号様式）

(2) 経費の配分及び収支精算書（別記第10号様式）

(3) 前2号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

2 第4条第4項ただし書により交付申請を行った事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって該当補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第4項ただし書により交付申請を行った事業実施主体は、第1項の実績報告を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により該当補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記第11号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第9条 規則第11条の規定による実績報告の提出があった場合、知事は、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、その旨を別記第12号様式により事業実施主体に通知する。

（補助金の交付）

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた事業実施主体は、補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（別記第13号様式）を所管の農林水産事務所等を経由して、知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第11条 事業実施主体は、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載した帳簿を備え、本補助金の使途を明らかにしておくとともに、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に沿って、その効率的運用を図らなければならない。

3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

（環境負荷低減に向けた取組の実施）

第12条 事業実施主体は、当該補助金の導入のうち女性が変わる未来の農業推進事業の実施に当たっては、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	事業費
ステキ女子活躍推進事業	経営発展にむけた女性の新たな取組	以下の 1～3 の全てに該当する経営体 1 地域農林水産業をリードする経営体で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの (1) 県内において農林水産業を主体として経営を行う経営体で、法人格を持つ経営体 (2) 企業の経営を行う農林漁業経営体(注 1) (3) 県内において女性農林漁業者が中心となって起業活動を行う経営体で、法人格を持つ経営体 2 女性の活躍推進に取り組む経営体(注 2) 3 経営発展をめざす女性農林漁業者がいる経営体で、次の(1)又は(2)に該当するもの (1)「やまぐち農林漁業ステキ女子」が所属する経営体 (2)「やまぐち農山漁村女性起業ネットワーク」に加入している経営体	別表 2 に掲げる経費のうち、地域農林水産業をリードする経営体の経営発展に向けた女性のアイデアを活かした新たな実践活動に係る経費 1 商品開発・改善に係る経費 2 市場調査に係る経費 3 販路開拓に係る経費 4 販売促進活動に係る経費 5 労務改善・人材育成に係る経費 6 その他、知事が特に必要と認める経費	1/3以内	下限 100 千円 上限 1,000 千円
女性が変わる未来の農業推進事業	地域の女性農業者グループの活動促進	女性の活躍の促進や社会参画の推進を目的として事業を行うことが明確であり、本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有するとともに、5 名以上の農業者(注 3)(女性 1 名以上を含む)が所属し、以下の 1 及び 2 の要件を満たすグループ 1 次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。 (ア) 目的 (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員、事務局 (ウ) 意思決定の方法 (エ) 解散した場合の地位の継承者 (オ) 事務処理及び会計処理の方法 (カ) 会計監査及び事務監査の方法 (キ) その他、運営に関して必要な事項 2 次に掲げる実施体制を整備していること。 (ア) 管理運営において「代表者」を定めること。 (イ) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること。	別表 2 に掲げる経費のうち、地域の女性グループによる、女性の視点を生かした新商品開発に向けた試作品づくりや先進事例の調査に係る経費、又は、女性グループが抱える課題(グループの組織化、若手メンバーの獲得、効果的な情報発信等)の解決に係る経費 1 試作品開発における材料費・包装費・販促費 2 事例調査における旅費、講師謝金等	定額 (上限 500 千円/実施主体。ただし、予算の範囲内)	—

(注 1) 県内において農林水産業を主体として経営を行う経営体で、概ね 300 万円以上の年間所得額をめざし、雇用を生み出しているまたは家族経営協定を締結し、経営方針決定・収益配分・役割分担・就業条件等が明確となっている経営体

(注 2) 女性が主体的に参画する取組を行う経営体

(注 3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された方含む)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間 30 日以上従事のものとする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

別表 2（別表 1「補助対象経費」関係）

区 分	内 容
消耗品費	商品（農産物・加工品等）を試作する際の原材料、取得価格が 5 万円未満（税抜き）の消耗品・資材等の調達に必要な経費 ただし、販売する商品の生産に係る経費は対象外 ・商品（農産物・加工品等）の試食等に要する経費 ・商談会やマルシェ出展等に必要な資材等の購入に要する経費
旅費	事業実施主体や事業実施主体から依頼を受けたものが行う打合せや調査等の実施に必要な経費 ・専門家等に指導・助言を受ける際の専門家等に支払う旅費 ・先進地視察先やマルシェ等出展会場までの旅費
謝金	専門知識の提供、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ただし、実施主体の構成員に対する謝金は対象外 ・指導・助言を受けた専門家や先進地視察先等への謝金 ・消費者動向調査の際の消費者モニターへの謝金
賃金	市場調査（アンケート調査）、試験販売等の業務に際し、臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
委託費	事業の一部を他の団体に委託するために必要な経費 ・商品（農産物・加工品等）のパッケージデザイン開発 ・パンフレット等のレイアウトデザイン料や販促資材（のぼり等）の作成費 ・商品（農作物・加工品等）の成分分析に要する経費 ・試作品の製造委託やコンサルタント会社等による市場調査
備品費	取得単価が 50 万円未満（税抜き）の設備（機器・装置）・備品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く） ただし、「ステキ女子活躍推進事業」は対象外
会議費	イベント等を開催する際の会場使用料 ・商談会、マルシェ等に出展する際の出展料
印刷製本費	文書、研修資料、会議資料等の印刷製本に必要な経費 ・パンフレット・チラシ等の印刷代 ・アンケート調査用紙等の印刷・コピー代
通信運搬費	商品や資材等を運搬する際の運送費、イベント案内状等の郵送費 ただし、電話代、インターネット利用料金等は対象外
使用料及び賃借料	商品（農産物・加工品等）を試作する際に必要な機械器具等のレンタルやリース、移動用バスの借り上げに必要な借料及び損料 ・先進地事例研究に要するバス等の借上げ料
受講料・参加費	技術習得や資格取得に必要な研修等の受講料、免許取得費用、研修会等への参加費
保険料	イベント開催時等の保険料（事業を実施するために必要となるものに限ることとし、通常の実施主体の構成員に対する保険等は対象外）
その他	イベント開催等の広告・宣伝、人材確保に向けた求人広告料、複写費、収入印紙代の経費など他の費目に該当しない経費

※補助対象外経費

- ・パソコン、ソフトウェア、プリンター等汎用性の高い機器の購入に要する経費
- ・事務所等施設に係る家賃、保証金、光熱水道費等
- ・文房具等の事務用品、新聞や雑誌等の購読料、団体等の会費等

別記
第1号様式（第4条関係）

年度ステキ女子活躍推進補助金交付申請書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

申請者 郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年度において下記のとおり事業を実施したいので、ステキ女子活躍推進補助金（事業名： ） 円を交付されるよう、山口県補助金等交付規則第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業実施主体及び事業内容
別添事業計画書のとおり
- 2 事業費
別添経費の配分及び収支予算書のとおり
- 3 添付書類

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

第2号様式（第4条関係）
第9号様式（第8条関係）

事業計画（実績）書

1 実施主体の概要

実施主体名	
代表者名	
所在地	※地番まで記入すること。例：〇〇市〇〇123
設立年月日	
会計担当者	
構成員(従業員)数	名(内 女性 名)(内 雇用 名)
主な経営品目	

2 取組概要

取組の目的（現状・課題）	
課題解決に向けた取組の内容	
取組において女性が担う役割	
取組期間	
(開始) 令和 年 月 日 ～ (終了) 令和 年 月 日	

3 経営発展に向けた目標項目

目標項目	現 状	目標値/成果
目標値の設定根拠（目標値に対する達成状況の分析）		

注

- 1 取組において、新商品開発や商品改善を行う場合は、山口県農林総合技術センター（農林業の知と技の拠点）との連携に努めること。
- 2 取組において女性が担う役割は、取組実施の背景となる思い等を女性の視点で記載すること。
- 3 経営発展に向けた目標項目は、事業実施主体が事業を活用することで女性の登用や活躍に資する成果目標を定め具体的に記載すること。なお、実績においては、取組成果を記載すること。
- 4 実施主体の直近の財政状況が分かる資料（規約、総会資料、損益計算書・貸借対照表

等)を添付すること。法人にあつては定款及び総会資料を添付すること。

- 5 「ステキ女子活躍推進事業」において、事業実施主体が法人格を持たない経営体にあつては、概ね300万円以上の年間所得をめざしていることがわかる資料（経営計画等）を添付するとともに、雇用のない場合は家族経営協定書を添付すること。
- 6 実績書には、取組状況がわかる資料（作成したパンフレット等の成果品、取組内容のわかる写真等）を添付すること。
- 7 「女性が変わる未来の農業推進事業」の事業計画（実績）書の提出に当たっては、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

第10号様式（第8条関係）

経費の配分及び収支予算書・精算書

1 経費の配分

（単位：円）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備 考
		補助金 (A)	自己負担 (B)	その他 (C)	
合 計					

注 備考欄には、第4条第4号の規定により、消費税仕入控除税額を減額した場合には減額した金額を外書きで記載すること。なお、同税額がない場合は「該当なし」、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記載すること。

2 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	(比 較)	
			(増)	(減)
補 助 金				
自己資金				
借 入 金				
そ の 他				
計				

3 支出の部

（単位：円）

事業名	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	(比 較)	
			(増)	(減)
計				

注

- 1 事業経費内訳書（別紙1）を添付すること。
- 2 収支予算書には、可能な範囲で事業経費の根拠となる書類（見積書等）を添付すること。
- 3 収支精算書には、収支状況を明らかにする書類（領収書等）を添付すること。

(別紙 1)

事業経費内訳書

(単位：円)

費 目	取組に要する経費の 内容	事 業 費		備 考
			うち補助金	
合 計				

注

- 1 事業毎に別葉とすること。
- 2 費目は、別表 2 の区分から該当するものを記載し、取組に要する経費の内容は、各費目の使途がわかるように記載すること。
- 3 契約金額が 20 万円を超える契約を締結する場合は、2 者以上のものから見積書を提出させ、その内容を比較検討した上で契約の相手方を選定すること。なお、契約の性質又は目的により、2 者以上の者から見積書を提出させ難い場合は、その理由を整理しておくこと。
- 4 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には減額した金額を外書きで記載すること。なお、同税額がない場合は「該当なし」、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記載すること。

年度ステキ女子活躍推進補助金交付決定前着手届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

届出者 郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で内示のあった事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので、ステキ女子活躍推進補助金交付要綱第4条第3項の規定により届出ます。

記

- 1 交付決定前着手に係る条件
- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、届出者が負担すること。
 - (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 2 交付決定前着手の理由

3 交付決定前着手の内容

事業名	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日
		うち補助金		
	円	円		

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

第5号様式（第5条関係）

指令 第 号

申請者 郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度ステキ女子
活躍推進補助金については、山口県補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記条件を
付して金 円を交付します。

年（ 年） 月 日

山口県知事 印

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった事業（以下「事業」という。）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 3 補助金の確定額は、事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 4 補助金交付の条件は、次のとおりとする。
 - （1）事業実施主体は、山口県補助金等交付規則及びステキ女子活躍推進補助金交付要綱（平成30年9月14日付け平30農水政策第356号）に従うほか、「女性が変わる未来の農業推進事業」においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。
 - （2）事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - （3）事業実施主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかな場合は、これを減額して

申請しなければならない。ただし、消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税仕入控除税額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない。

ア 事業実施主体は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第11号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年5月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

- (4) 事業実施主体は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について、証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (5) 事業実施主体は、事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

年度ステキ女子活躍推進補助金計画変更承認申請書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

申請者 郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 経費の配分及び収支予算書
- (3) その他

(注)

- 1 変更事業計画書、経費の配分及び収支予算書は、補助金交付申請に添付した様式に準ずるものとする。
- 2 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について二段書きとして変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載すること。
- 3 事業を中止又は廃止しようとする場合は、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

別記第6号様式の付（第6条関係）

指令 第 号

申請者 郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度ステキ女子
活躍推進補助金については、申請のとおりこれを承認し、下記のとおり変更します。

年（ 年） 月 日

山口県知事 印

記

1 補助金額の変更は次のとおりとする。

既交付決定額	今回交付決定額	合計
円	円	円

2 補助条件については、 年 月 日付け指令 第 号による交付決定通知
のとおりとする。

年度ステキ女子活躍推進補助金執行状況報告書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、ステキ女子活躍推進補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり事業執行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

事業名	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	

(注) 「事業名」欄には収支予算書（別記第3号様式）の「1 経費の配分」に記載した事業名を記載すること。

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 事業進捗状況

時期	内容（対象者、方法等）	進捗状況	目標

(注)

- 「内容」欄には取組事項や方法を項目書きすること。
- 「進捗状況」欄には各内容の進捗状況を具体的に記載し、計画が予定通りではない場合は、遅延理由及び今後の修正計画についても記載すること。
- 「目標」欄には事業計画書（別記第2号様式）の「目標項目」を記載すること。

5 添付資料

(注)

- 支払が完了したものについては、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
- 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

年度ステキ女子活躍推進補助金実績報告書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業を完了したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の実績
別添事業実績書のとおり
- 2 事業費
別添経費の配分及び収支精算書のとおり
- 3 添付書類

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、ステキ女子活躍推進補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の確定額 金 円
（ 年 月付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

※参考となる資料を添付すること。

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

年度ステキ女子活躍推進補助金の額の確定について（通知）

番 号
年 月 日

(申請者) 様

山口県知事

印

年 月 日付け
子活躍推進補助金については、金

第

号で報告のあった
円に確定します。

年度ステキ女

年度ステキ女子活躍推進補助金請求書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

請求者 郵便番号
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった事業について、下記のとおり補助金を交付されるよう、ステキ女子活躍推進補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

振 込 先

振込銀行			
口座区分		口座番号	
(ふりがな) 口座名			

(注) 振込銀行は、支店名まで記載すること

担当者連絡先

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

女性が変わる未来の農業推進事業における 環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

これを踏まえ、令和6年度から試行実施として、農林水産省が執行する補助事業等の実施にあたり、事業実施主体等が最低限行うべき環境負荷低減の取組をチェックシートに記載し、事業申請時に提出を求めているところ。

令和7年度からは、上記に加え、事業実施後の報告を行うこととする。

第2 事業申請時のチェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（参考様式）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第4条第1項（1）の事業計画書に添付すること。また、実績報告の際は、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、第8条第1項（1）の事業実績書に添付すること。
- 3 チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第3 主な環境関係法令の遵守

本事業の事業実施主体は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

(別添様式)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消 費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クール ビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努め る	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検 討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

- ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐